



一般社団法人

日本クレジット協会

# 成年年齢引下げに伴う 未成年者及び若年成人との契約等の 実態把握のための調査 (2020年度調査結果)

## <調査概要>

- 調査対象：包括信用購入あっせん業者 249社  
個別信用購入あっせん業者 144社
- 調査時期：2021年1月28日～2021年2月26日

## <調査回答者の標本構成>

- 調査有効回答数：包括信用購入あっせん業者 245社  
個別信用購入あっせん業者 137社
- 調査票回収率：包括信用購入あっせん業者 98.4%  
個別信用購入あっせん業者 95.1%

## 目次（包括信用購入あっせん業者）

### 1.包括信用購入あっせん業者

#### (1)年齢層ごとの契約実態

#### (2)事業者による自主的な取組

- ①18歳未満の者を契約の対象としている事業者
- ②18歳以上20歳未満の者を契約の対象としている事業者
- ③20歳以上22歳以下の者を契約の対象としている事業者

#### (3)若年層の顧客に対する具体的な取組事例

- ①18歳未満の者に関する取組例
- ②18歳以上20歳未満の者に関する取組例
- ③20歳以上22歳以下の者に関する取組例

#### (4)改正民法の施行に向けた取組(取組むべきと考えている事項)の例

## 目次（個別信用購入あっせん業者他）

### 2.個別信用購入あっせん業者

#### (1)年齢層ごとの契約実態

#### (2)事業者による自主的な取組

- ①18歳未満の者を契約の対象としている事業者
- ②18歳以上20歳未満の者を契約の対象としている事業者
- ③20歳以上22歳以下の者を契約の対象としている事業者

#### (3)若年層の顧客に対する具体的な取組事例

- ①18歳未満の者に関する取組例
- ②18歳以上20歳未満の者に関する取組例
- ③20歳以上22歳以下の者に関する取組例

#### (4)改正民法の施行に向けた取組(取組むべきと考えている事項)の例

### 3.一般社団法人日本クレジット協会の取組

# 1. 包括信用購入あっせん業者 (1) 年齢層ごとの契約実態

## 包括信用購入あっせん業者の契約実態

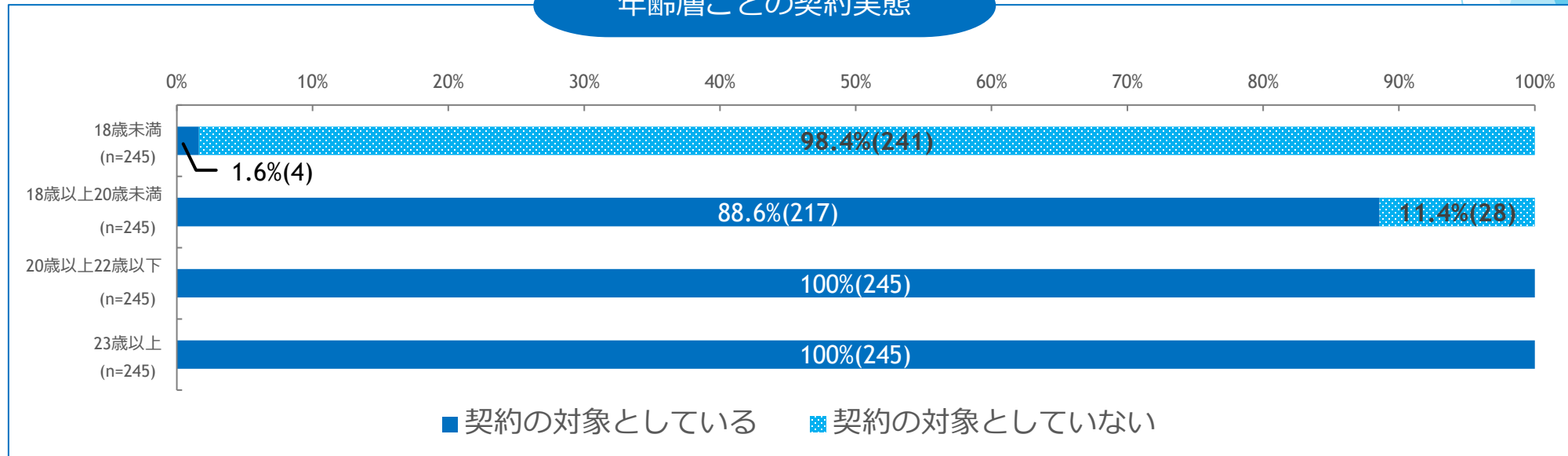
◆ 未成年者に対する契約実態は以下の通り。

- ・ 18歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : **1.6%(4者)**
- ・ 18歳以上20歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : **88.6%(217者)**

◆ 成年に対する契約実態は以下の通り。

- ・ 20歳以上22歳以下の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : **100%(245者)**
- ・ 23歳以上の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : **100%(245者)**

年齢層ごとの契約実態

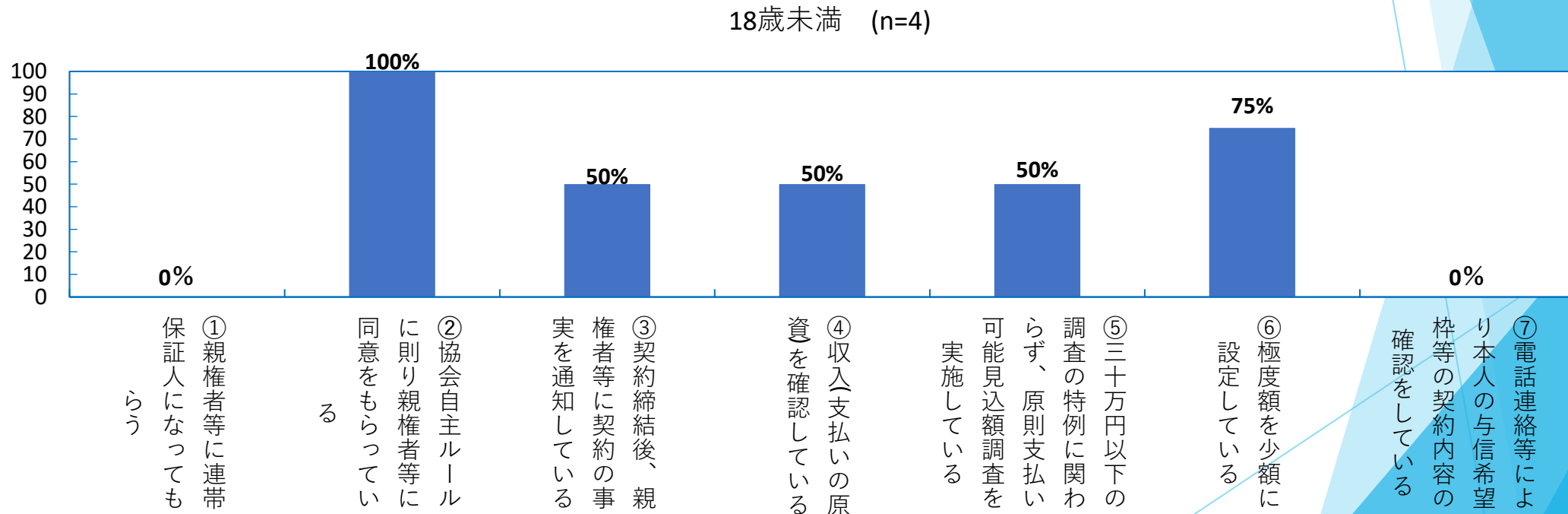


# 1. 包括信用購入あっせん業者

## (2) 事業者による自主的な取組 ① 18歳未満の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP4にて18歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した4者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問①、⑦は0%となっているが、質問②は100%の事業者が同意を取得していると回答しており、質問⑥についても75%の事業者が極度額を少額に設定していると回答している。
- ◆ 18歳未満との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は4者(100%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は3者(75.0%)であった。

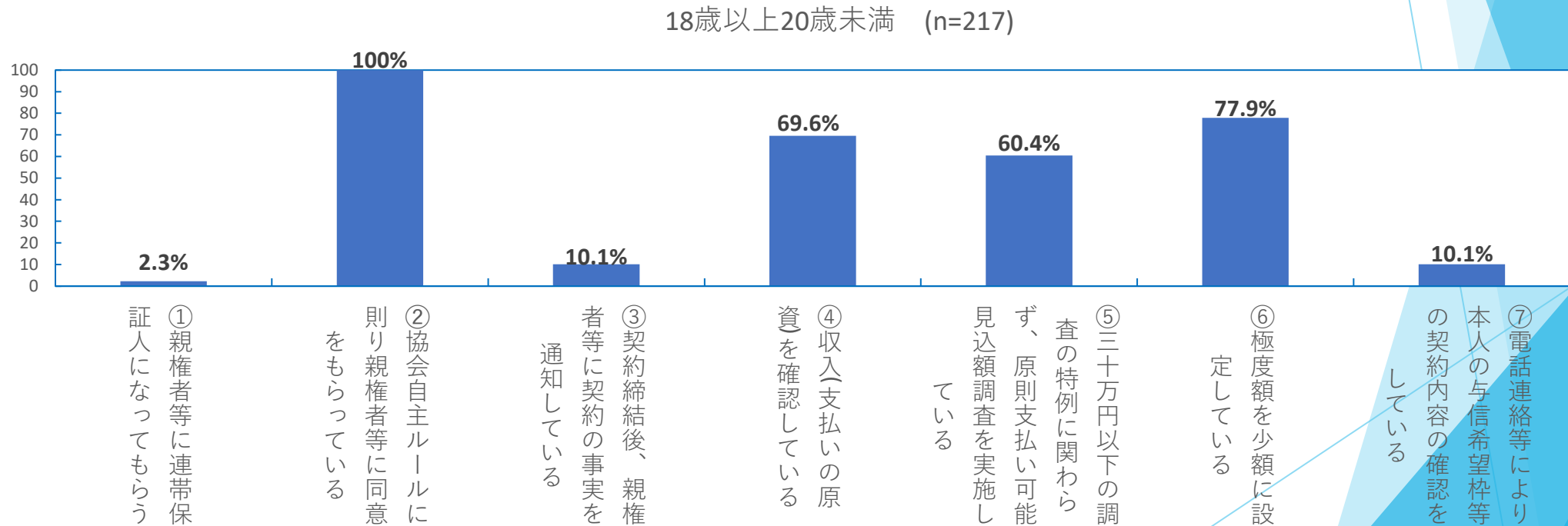
※「親権者等」とは、契約者(顧客)が未成年であるときは親権者を、成年者であるときは成人前に親権者であった者とする。以下同じ。



# 1. 包括信用購入あっせん業者 (2) 事業者による自主的な取組

## ② 18歳以上20歳未満の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP4にて18歳以上20歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した217者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問②は100%の事業者が同意を取得していると回答しており、質問⑥についても77.9%の事業者が極度額を少額に設定していると回答している。
- ◆ 18歳以上20歳未満との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は217者(100%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は210者(96.8%)であった。



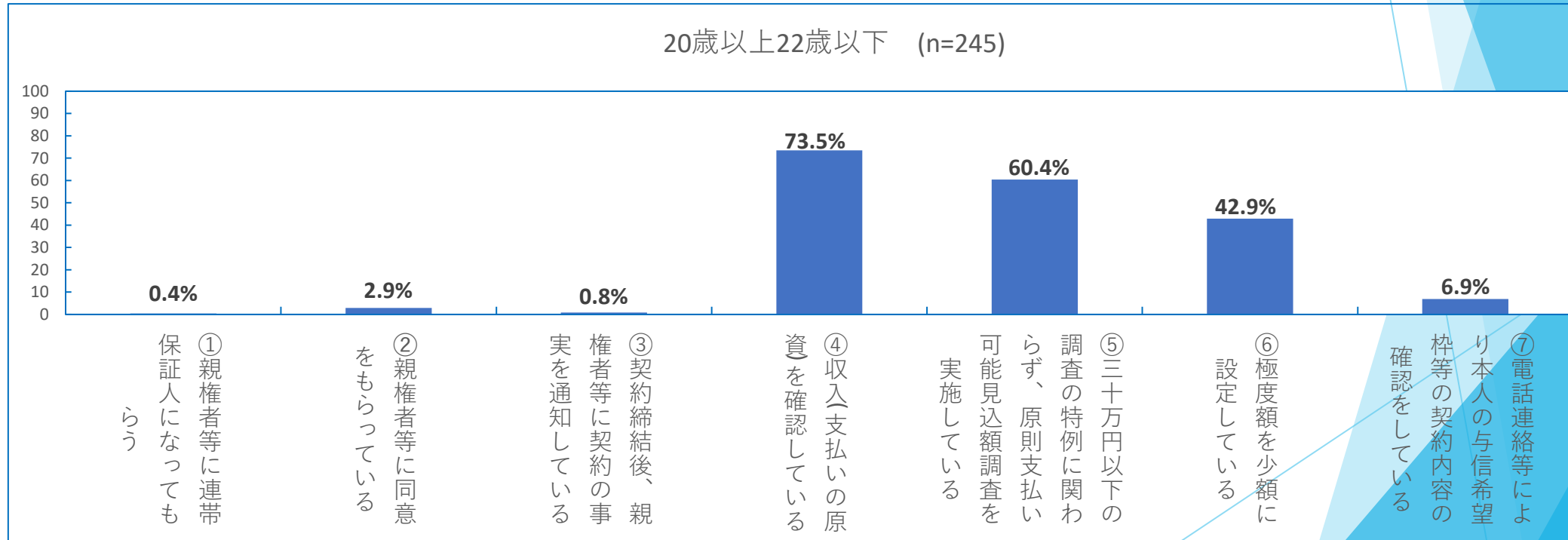
# 1. 包括信用購入あっせん業者

## (2) 事業者による自主的な取組 ③ 20歳以上22歳以下の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP4にて20歳以上22歳以下の顧客を契約の対象としていると回答した245者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問④は73.5%の事業者が収入(支払いの原資)を確認していると回答しており、質問⑤については60.4%の事業者が30万円以下の調査の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を行っていると回答している。
- ◆ 20歳以上22歳以下との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は8者(3.3%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は225者(91.8%)であった。

※(30万円以下の調査の特例とは)

「極度額が30万円以下の新規カード及び更新カード等の交付等又は極度額の増額」に該当する場合は原則支払可能見込額の調査義務が免除となること。



## 1. 包括信用購入あっせん業者

### (3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例① <18歳未満の者に関する取組例>

◆本アンケートでは未成年者から若年成人(22歳以下)の顧客に対する包括信用購入あっせん業者の取組事例としては、以下(スライドP8~P11)のとおり。

#### 事例

- 18歳未満の場合、学校を卒業又は就職後にカード発送。
- 海外留学等目的を限定して家族カードを発行。
- 職業を有するものに限定してスコアリング調査を実施した上で、勤務年数などを考慮して低額枠でカード発行。



## 1. 包括信用購入あっせん業者

### (3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例② <18歳以上20歳未満の者に対する取組例>

#### 契約条件について

- ・ 親権者の同意を取得したうえで、極度額を少額に設定してカードを発行している。
- ・ 学生の場合は極度額を低額に設定したり、1回払いに限定したカードを発行したりしている。
- ・ 基本的に「家族カード」での発行を推奨している。
- ・ 極度額は基本的に10万円、海外旅行・留学等の特別な事由がある場合に20万円としている。
- ・ 未成年者との契約については、グループ会社従業員のみとし親権者からの同意書の徴求を必須条件としている。
- ・ 有職者のみの取扱いとしている。(無職・学生は取扱い不可)
- ・ 未成年者に関しては原則謝絶している。
- ・ 学生には専用審査基準にて利用枠を設定している。

## 親権者関連

- 申込受付時、親権者に改めて電話により同意の意思確認をしている。
- 契約締結前に親権者に対して契約内容の通知を行っている。

## その他

- 親権者に申込者の限度枠を通知し、了承がない場合はカードを発行しない。
- 20歳未満の者である場合には、契約の必要性を確認している。

## 1. 包括信用購入あっせん業者

### (3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例③ <20歳以上22歳以下の者に対する取組例>

#### 契約条件について

- ・ 極度額を少額に設定している。
- ・ 学生の場合は、極度額を少額に設定したり、一回払いのみに限定している。
- ・ 極度額は基本的に10万円、海外旅行・留学等の特別な事由がある場合に20万円としている。
- ・ 学生は専用審査基準にて利用枠を設定している。
- ・ 自社が設定した与信枠の範囲内で、自身で使用できる与信枠上限を設定できるようになっている。
- ・ 学生は原則不可。（但し、就職内定者のみ、新社会人キャンペーンとして対象としている。）

#### 親権者関連

- ・ 成人でも学生の場合は親の同意を取得している。
- ・ 学生の場合、基本的に「家族カード」を推奨している。

## 1. 包括信用購入あっせん業者

### (4) 改正民法の施行に向けた取組（取組むべきと考えている事項）の例

◆本アンケートでは未成年者から若年成人(22歳以下)の顧客を契約対象としている包括信用購入あっせん業者が考えている今後の取組としては、以下(スライドP12~P13)のとおり。

#### 契約条件について

- ・ 契約可能年齢の引き下げ、学生向けカードの発行を検討している。
- ・ グループ会社従業員以外の契約年齢基準の引き下げと若年層の与信判断や極度額設定の見直しを検討している。
- ・ 極度額は学生と社会人で区別し、適正な極度枠を設定する予定。
- ・ 法改正の内容や市場の動向を確認しながら、契約基準の見直しを行う。

#### 体制整備関連

- ・ 与信基準の整備。
- ・ 紙媒体やWebでの会員向け告知物の改定に取り組んでいる。
- ・ 施行前の親権者からの問い合わせがあった場合等を想定して、QAを作成し問い合わせ対応を統一することを検討している。

## 親権者関連

- ・ 就業していない18歳～20歳未満は申込不可であるが、就業者については、18歳～20歳未満についてでも同意取得をして受け付けている。(2021年2月時点の自社で適用しているルールを変えずに民法改正後も対応する)
- ・ 成年年齢引下げ後も、親の同意及び収入原資の確認は継続して取り組むべきと考えている。

## その他

- ・ 消費者被害の拡大を防止する方策の検討が必要。
- ・ 上限極度額の基準を設定することについて検討している。
- ・ 若年層は引き続き申込み理由等の把握に努めるとともに、より厳格な審査に努める。
- ・ クレジットカードを利用するにあたり、協会による啓発活動など若年層に対する教育等が必要と考えている。

## 2. 個別信用購入あっせん業者 (1) 年齢層ごとの契約実態

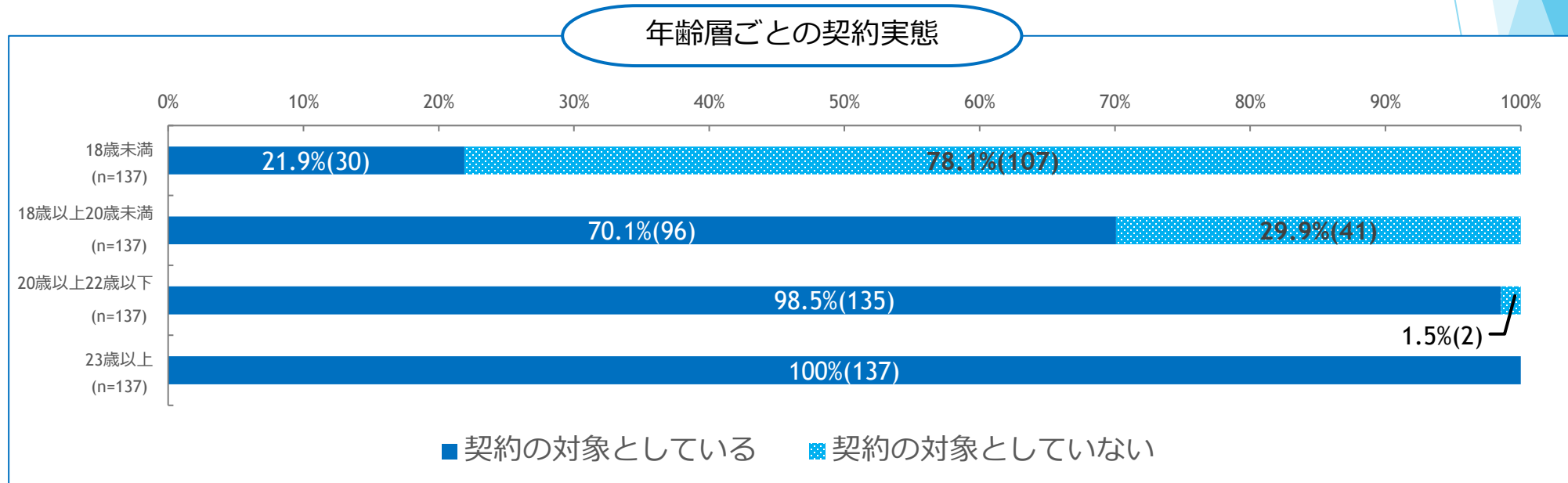
### 個別信用購入あっせん業者の契約実態

◆ 未成年者に対する契約実態は以下の通り。

- ・ 18歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : **21.9%(30者)**
- ・ 18歳以上20歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : **70.1%(96者)**

◆ 成年に対する契約実態は以下の通り。

- ・ 20歳以上22歳以下の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : **98.5%(135者)**
- ・ 23歳以上の顧客を契約の対象としていると回答した事業者の割合 : **100%(137者)**



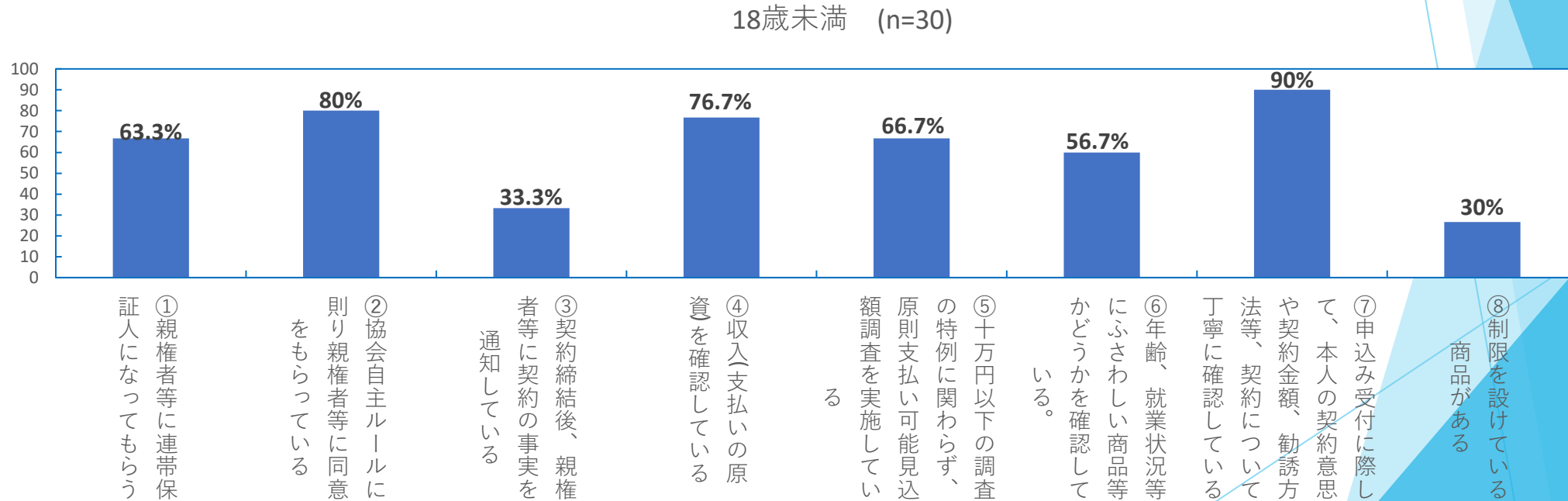
## 2. 個別信用購入あっせん業者

### (2) 事業者による自主的な取組 ① 18歳未満の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP14にて18歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した30者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問①は63.3%の事業者が親権者等を連帯保証人として取得していると回答、質問②は80%の事業者が親権者等の同意を得ていると回答している。また、質問⑦では90%の事業者が申込み受付に際して、本人の契約意思や契約金額、勧誘方法等、契約について丁寧に確認を行っているという回答している。
- ◆ 18歳未満との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は30者(100%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は29者(96.7%)であった。

※(10万円以下の調査の特例とは)

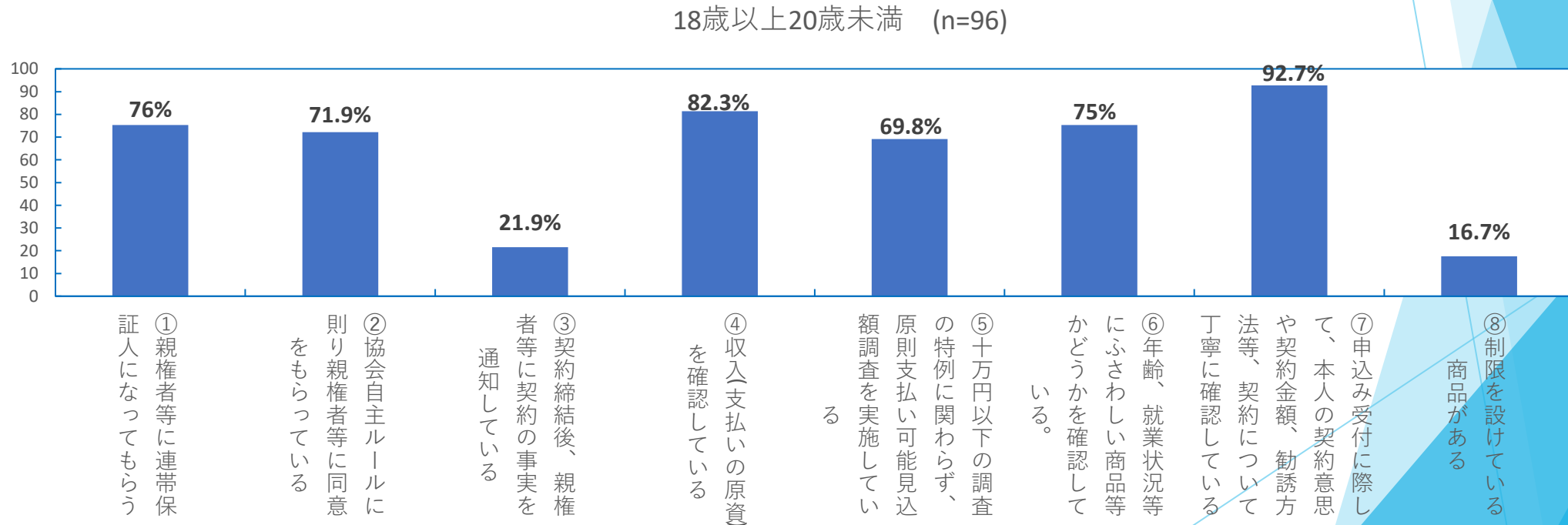
「購入する商品の支払総額が10万円以下であること」の条件を満たす場合、支払可能見込額調査の調査義務が除外されること。



## 2. 個別信用購入あっせん業者

### (2) 事業者による自主的な取組 ② 18歳以上20歳未満の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP14にて18歳以上20歳未満の顧客を契約の対象としていると回答した96者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問①は76%の事業者が親権者等を連帯保証人として取得していると回答、質問②は71.9%の事業者が親権者等の同意を得ていると回答している。また、質問⑦では92.7%の事業者が申込み受付に際して、本人の契約意思や契約金額、勧誘方法等、契約について丁寧に確認を行っているという回答している。
- ◆ 18歳以上20歳未満との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は96者(100%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は91者(94.8%)であった。



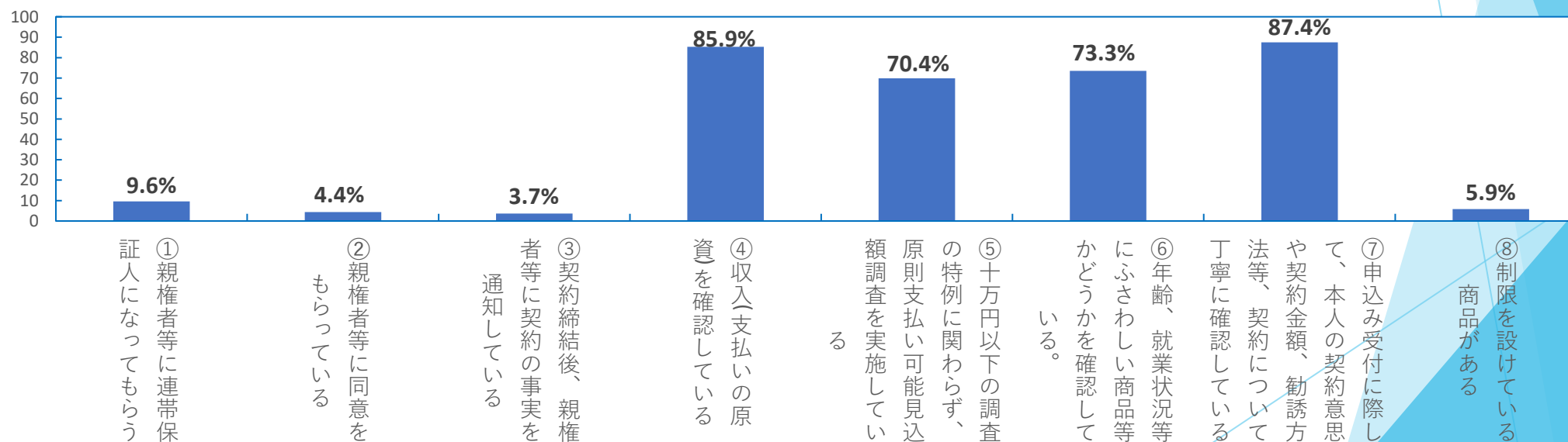


## 2. 個別信用購入あっせん業者

### (2) 事業者による自主的な取組 ③ 20歳以上22歳以下の者を契約の対象としている事業者

- ◆ 下記グラフはスライドP14にて20歳以上22歳以下の顧客を契約の対象としていると回答した135者へ質問した内容への回答結果である。
- ◆ 質問④は85.9%の事業者が収入(支払いの原資)を確認していると回答しており、質問⑤については70.4%の事業者が10万円以下の調査の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を行っていると回答している。
- ◆ 20歳以上22歳以下との契約をするにあたり質問①～③のいずれかに留意している先は13者(9.6%)であり、質問④～⑦のいずれかに留意している先は132者(97.8%)であった。

20歳以上22歳未満 (n=135)



## 2. 個別信用購入あっせん業者

### (3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例① <18歳未満の者に関する取組例>

◆本アンケートでは未成年者から若年成人(22歳以下)の顧客に対する個別信用購入あっせん業者の取組事例としては、以下(スライドP18~P20)のとおり。

#### 事例

- 権限のある代理人（親権者、特別代理人等）による署名・押印を必要としている。
- 運転免許取得のための契約に限定し、17歳の高校3年生は契約可能としている。

## 2. 個別信用購入あっせん業者

### (3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例② <18歳以上20歳未満の者に関する取組例>

#### 親権者関連

- ・ 権限のある代理人（親権者、特別代理人等）による署名・押印を必要としている。
- ・ 親権者の連帯保証または『親権者同意書』（書面）を取得し、申込時に親権者に対して電話による契約内容及び申込の事実を伝え同意を得ている。

#### その他

- ・ 返済が怠ると信用情報機関に延滞情報として登録されることなどを説明している。

## 2. 個別信用購入あっせん業者

### (3) 若年層の顧客に対する具体的な取組事例③ <20歳以上22歳以下の者に関する取組例>

#### 学生への対応

- ・ 20歳以上でも学生の場合は連帯保証人が必要。
- ・ 学生の場合は、取扱金額・負債総額の上限を設定している。
- ・ 学生については18歳以上20歳未満と同様の対応としている。

#### その他

- ・ 返済が怠ると信用情報機関に延滞情報として登録されることなどを説明している。
- ・ 返済原資のみでなく、購入商品の妥当性、必要性等も審査して与信判断している。

## 2. 個別信用購入あっせん業者

### (4) 改正民法の施行に向けた取組(取組むべきと考えている事項)の例

- ◆ 本アンケートでは未成年者から若年成人(22歳以下)の顧客を契約対象としている個別信用購入あっせん業者が考えている今後の取組としては、以下(スライドP21~P23)のとおり。

#### 契約条件について

- ・ 契約禁止年齢及び契約条件、利用上限、保証人要求等の規定改定を検討している。
- ・ 18歳以上20歳未満に対する審査基準の見直しを検討している。
- ・ 加盟店ごとの取扱年齢条件変更の要否について検討している。
- ・ 成年年齢が引き下げされても、高校生との契約は禁止の方向で考えている。
- ・ 成年年齢が18歳になっても引続き20歳以上からしか取扱いしない予定。

## 体制整備関連

- ・未成年に該当しなくなった申込者（18歳以上20歳未満の方）に対しても、若年者である点から与信上の丁寧な配慮ができるよう、社内規程の見直しや与信システム整備に取り組む予定である。
- ・本人への契約内容理解への周知徹底の取組み。
- ・システム改修を実施し若年層与信時に表示される注意メッセージの内容を見直す。
- ・施行前の親権者からの問い合わせがあった場合等を想定して、QAを作成し問い合わせ対応を統一することを検討している。

## 親権者関連

- ・18歳以上でも若年層には、基本的に親の保証人を依頼する予定。
- ・20歳未満のアルバイト・学生等については、親族の連帯保証を条件とする方向で考えている。
- ・18歳以上20歳未満の場合の親の同意書及び親の連帯保証人を条件とするか否かを検討している。

## その他

- 18歳については高校生と大学生とで対応を変えるかどうか考えている。
- 顧客保護や消費者被害の拡大を防止する方策の検討が必要と考えている。
- 若年者へのクレジット教育の拡充が必要と考えている。
- 特定取引について具体的事例を出して確認する等、きめ細かなヒアリング方法を検討している。

### 3. 一般社団法人日本クレジット協会の取組

#### 【日本クレジット協会のクレジット知識の向上のための取組み 2020年12月末現在】

- 若年成人のクレジットの知識の向上等に資する取組みを継続的に実施していく。
  - (1) クレジット教育に係る新教材等の制作と提供
    - 6月と11月に、全国の中学校及び高等学校（約1万6千校）に協会の教材を無償提供する旨の案内をし、希望のあった約530校に無償提供した。なお、各教材は協会ホームページからもダウンロードできる。
  - (2) 教員向け勉強会の実施
    - オンライン形式による教員向け勉強会を11月に開催した。  
※例年7～8月に開催している中学校・高等学校の教員対象勉強会(集合方式)は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見送った。
  - (3) 教育関係機関への講師派遣
    - 学校等の教育関係機関への講師派遣についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じたうえで、4月から12月末までに学校等の教育関係の6機関（中学校1、高等学校4、中学校教員研修会1）からの講師派遣要請に対応した。
  - (4) クレジットの正しい理解促進とイメージアップのための広報・啓発
    - 消費者向け啓発物の配布、若年層向け冊子の作成、配布などの施策を実施。
    - 市民講座、相談員研修等への講師派遣を実施。
    - 新聞・雑誌等の媒体を使用した広報活動を実施。